

湯沢小・中学校
保護者様

(写)

湯沢町教育委員会

令和5年度からの湯沢中学校
休日の運動部活動の段階的な地域移行について②

寒冷の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より湯沢町教育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、休日の運動部活動の段階的な地域移行については、令和5年度からの3年間は改革集中期間となっています。湯沢町部活動検討委員会では検討を重ね、地域部活動の運営主体となる総合型地域スポーツクラブ“ユースポ！”と共に準備を進めているところです。予算が必要なことについては現時点での見込みとなりますが、準備状況について下記Q&Aによりお伝えします。

保護者の皆様からお子さんにも話していただき、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

Q1 令和5年度からの休日の地域部活動の概要は？

A1 地域移行の初年度となる令和5年度は、月1回（年間12回）程度の休日の活動を地域移行します。地域移行した活動は、学校部活動ではなく、学校管理下外の地域活動となります。

地域部活動の運営主体は、湯沢町の各種スポーツ協会などの協力の下で、総合型地域スポーツクラブ“ユースポ！”が担います。名称を「中学生休日スポーツ教室」（以下、「教室」と記す）と言い、種目ごとに「中学生休日〇〇教室」と呼びます。基本的に地域の指導者が指導します。指導者には、指導者資格条件を設けて選考し、信頼できる専門性のある指導者が指導します。生徒の事故やケガには、「スポーツ安全保険」に加入していただいで対応します。（年額掛金800円は、保護者負担となります。）原則、現在の湯沢中学校での各部活動の活動場所を会場にして練習します。

Q2 すべての運動部活動が、地域移行できるのですか？

A2 “ユースポ！”で、令和5年度「教室」の指導者募集を行い、先日、指導者を選考しました。その結果、「バレーボール部」「野球部」「陸上部」「ソフトテニス部男子」「ソフトテニス部女子」については、指導者を決定することができましたので、「教室」を開催する予定です。

「バスケットボール部」「卓球部」については、指導者が見つからないため、「教室」の開催ができない状況です。これまでどおり、学校部活動として活動する予定です。

なお、「アルペンスキー部」と「特設水泳」については、すでに地域移行した形で運営していますので、運営方法の変更はありません。

Q3 「教室」には、必ず参加しなければいけないの？

A3 国や県の方針では、「新たな地域スポーツ環境を構築する」という観点から、学校部活動には参加するけれど「教室」には参加しない場合や、学校部活動には入らないで「教室」だけに参加する場合などを可として、生徒の多様なニーズに対応できるようにすることを求めています。

しかしながら、湯沢町では、練習試合や大会参加の面などを考慮して、学校部活動に所属する生徒は、原則として同じ種目の「教室」に参加していただくようお願いいたします。令和5年度は、学校の部活動顧問と「教室」の各指導者とが連携して、一貫性のある活動を展開していきます。

Q4 休日の学校部活動は、学校の先生が指導するの？

A4 「教室」は月1回（年間12回）程度の開催ですので、あとの月3回（年間36回）程度は、学校部活動として、部活動顧問の教員が担当することとなります。その内、「バレーボール部」「野球部」「陸上部」「ソフトテニス部男子」「ソフトテニス部女子」については、月1・2回程

度を、部活動指導員の方から指導していただく予定です。

Q5 「部活動指導員」とは？

A5 湯沢町が会計年度任用職員として、国・県から経費の補助を受けて任用します。（申請が認められることが前提です。）「教室」の指導者と同様な資格が必要です。

部活動指導員の職務として、「練習、大会、練習試合等における、単独での技術指導及び生徒引率」「部活動の運営等に関するアドバイス」「部活動中の生徒指導」「事故発生時の対応」等が挙げられます。原則、学校部活動顧問が付かず、単独で指導することが求められています。

令和4年度は、バレーボール部に1名の部活動指導員が配置され、指導の充実が図られています。令和5年度は、部活動指導員を増員し、「教室」の指導員の方からなっていく方向で準備を進めています。

Q6 令和5年度の休日の活動を整理すると・・・？

<活動のイメージ>

1週（土または日曜） 「学校部活動」（指導は、部活動顧問）

2週（土または日曜） 「学校部活動」（指導は、部活動顧問または部活動指導員）

3週（土または日曜） 「学校部活動」（指導は、部活動指導員）

4週（土または日曜） 「中学生休日スポーツ教室」（指導は、ユースポ！登録指導者）

※ 上記の1週～4週はイメージです。「学校部活動」及び「中学生休日スポーツ教室」の具体的な活動日は、部活動毎に各指導者が協議して決定します。

「学校部活動」は、学校管理下の活動として、事故発生時の保険は災害共済給付制度の対象となります。「中学生休日スポーツ教室」は、ユースポ！の活動として、事故発生時はスポーツ安全保険の対象となります。

「学校部活動」と「教室」の活動主体は違いますが、生徒が戸惑うことのないように指導者同士で連携して指導していきます。活動場所も変わりません。

Q7 休日の対外試合や練習試合の参加はどのような？

A7 令和5年度は、学校部活動として参加します。部活動顧問が引率するほか、部活動指導員も引率できるようになります。

Q8 これからの予定は？

A8 新8・9年生については、学校で3月末までに部活動の所属を決定します。同時に、ユースポ！の「中学生休日スポーツ教室」への申込をお願いします。

新7年生については、4月入学後に所属を決定していきます。その際に、併せてユースポ！の「中学生休日スポーツ教室」への申込をしていただく予定です。

Q9 今後の地域移行はどのような？

A9 令和8年度からは休日の学校部活動は実施しないことを目途にして地域移行を進めます。令和5年度の参加費の保護者負担はありませんが、国が受益者負担を原則としていることから、今後保護者負担をお願いしなければいけないことになるかと考えます。国や県の動向を注視しながら、できる限り負担を軽減できるようにしていきます。

運動部活動だけでなく、文化部活動（吹奏楽部）についても地域移行を進めていく必要があります。引き続き、地域の皆様からのご理解とご協力をお願いいたします。

「卓球部」「バスケットボール部」そして、「吹奏楽部」の指導者を募っています！

引き続き、地域の指導者を求めています。詳細については、教育委員会にご連絡ください。